

第4章 施策の展開

基本方針1 子育てを地域で支える意識づくり

基本施策（1）教育・保育サービスの充実

現状と課題

- 待機児童について施設整備や認定こども園への移行により、令和3(2021)年以降0人となっている状況を維持する一方、女性の就業率が継続して上昇していることなどから、少子化の状況下にあっても0・1・2歳児の保育需要は横ばい、又は、微減で推移するものと見込んでいます。地域におけるニーズや特性を考慮し、きめ細かな対応を行っていく必要があります。
- 保護者の就労形態も多様化しているため、延長保育や休日保育、病児・病後児保育、加配による保育士の確保など、保育サービスの一層の充実が必要になっています。
- 少子化が進行しており、今後の推移を注視する必要があります。

施策の方向性・目標

- ①保護者の生活実態を十分に踏まえ、子育てと仕事の両立支援や孤立する子育て家庭への対応など、広くこどもと子育て家庭を支える観点から、教育・保育の提供を行います。
- ②教育・保育施設において、こどもの生涯にわたり生きる力の基礎を育成するため、家庭や地域と連携しながら、乳幼児の心身の発達に応じた教育・保育の推進に努めます。
- ③保護者のニーズに柔軟に対応するため、延長保育、休日保育、病児・病後児保育、加配による保育士の確保など、多様な保育サービスの充実を図ります。休日保育についてはニーズを見極めながらさらなる事業拡大を検討します。

具体的事業

事業名	事業・取組内容	所管課
通常保育事業	保育サービスについては、こどもの幸せを第一に考えるとともに、利用者の生活実態及び意向を十分に踏まえた体制を整備します。	保育課
延長保育事業 【地域子ども・子育て支援事業(9)】	保護者の就労などで、通常の保育時間を超える場合に延長して保育を行います。	保育課
休日保育事業	保護者の就労などで休日における保育が困難な児童の保育を行います。	保育課
障害児保育事業	障害や発達の遅れがある児童の保育については、こども家庭センター、保健センターなどと連携し、保護者の理解を得て保育士の加配により対応します。	保育課
病児・病後児保育事業 【地域子ども・子育て支援事業(10)】	病院や教育・保育施設などに付設された専用スペースなどにおいて、病気の児童を看護師などが一時的に保育を行います。	保育課
乳児等通園支援事業 【地域子ども・子育て支援事業(17)】	0歳6か月から満3歳未満児を対象に、保護者の就労要件を問わず、保育を行います。	保育課

基本施策（２）地域における子育て支援サービスの充実

現状と課題

- 子育てに対する不安感や孤立感を感じている子育て家庭を支援するため、身近な地域でそれぞれのニーズに応じた子育て支援サービスを利用できるよう、地域子ども・子育て支援事業をはじめとする支援サービスの充実を図っていく必要があります。
- 利用者支援事業（こども家庭センター型）の継続実施に努め、専門職の確保を図るほか、産後ケア事業の拡充など産後間もない時期の支援を充実させ、妊娠中から出産後まで安心して過ごせる体制の整備を図っていく必要があります。
- 多様化している保護者のニーズに応えるため、子育て短期支援事業における現状の委託先事業者以外にも受入先を確保していく必要があります。

施策の方向性・目標

- ①全ての子育て家庭に対する支援を行うため、地域子ども・子育て支援事業をはじめとした地域における様々な子育て支援サービスの充実に努めます。
- ②今後の児童数の減少を見据えつつ、地域ごとの保護者のニーズを踏まえ、事業の拡大や実施施設・実施内容を検討し、関連事業の充実を検討していきます。

具体的事業

事業名	事業・取組内容	所管課
利用者支援事業 【地域子ども・子育て支援事業(1)】	こどもやその保護者などの身近な場所で、教育・保育施設などや地域の子育て支援事業などの情報提供のほか、必要に応じ相談・助言などを行いながら、利用者支援事業の周知やコンシェルジュからの積極的な情報発信による事業の拡充、関係機関との連絡調整などを行います。また、利用者支援事業（こども家庭センター型）の継続実施、専門職の確保を目指します。	子育て支援課 子育て相談課
産後ケア事業 【地域子ども・子育て支援事業(19)】	退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポートなどきめ細かい支援を実施し、安心・安全な子育てができる環境を整えます。	子育て相談課
地域子育て支援拠点事業 （子育てサロン） 【地域子ども・子育て支援事業(2)】	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の支援を行います。また、なかよしひろば、委託2箇所については、適切な利用組数を見極め、より多くの利用希望者が利用できるように工夫をした上で、開催していきます。	子育て相談課 保育課
ファミリー・サポート・センター事業 【地域子ども・子育て支援事業(7)】	子育てをサポートしてほしい人（利用会員）とサポートする人（サポート会員）が会員登録して、会員の仲介（マッチング）を行います。また、事業を安定的に実施するため、養成講座を開きサポート会員の育成にも努めます。	子育て支援課
放課後児童健全育成事業 【地域子ども・子育て支援事業(11)】	昼間、保護者などが家にいない家庭の小学生を対象に、平日の授業終了後や土曜日などに放課後児童クラブを開設しています。また、民設民営のクラブに対し、補助金を交付しています。	子育て支援課

事業名	事業・取組内容	所管課
子育て短期支援事業 【地域子ども・子育て支援事業(6)】	家庭で養育することが一時的に困難になった場合に、短期間、児童などを預かる制度です。本市では民間のNPO法人などに委託して実施しています。	子育て相談課
一時預かり事業 【地域子ども・子育て支援事業(8)】	家庭で養育することが一時的に困難になった乳幼児について、主として昼間に教育・保育施設やその他の場所で一時的に預かります。	保育課
実費徴収に係る補足給付を行う事業 【地域子ども・子育て支援事業(12)】	保護者の世帯所得の状況などを勘案し、教育・保育施設などに対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用を助成します。	保育課
多様な事業者の参入促進・能力活用事業 【地域子ども・子育て支援事業(13)】	教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援が必要なこどもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育・保育などの提供体制の確保を図ります。	保育課
認定こども園・幼稚園の特別保育事業	認定こども園・幼稚園では通常の預かりのほか、わんぱく保育事業（未就園児親子教室、特別支援サポート事業など）を行います。	保育課
子育て応援券事業	地域の子育て支援サービスの周知と利用が促進されるとともに、子育ての不安や負担感の軽減を図るため、各種子育て支援サービスに利用できる子育て応援券を出生時に交付します。	子育て支援課

基本施策（３）子育て支援のネットワークづくり

現状と課題

- 子育てに関する業務を所管する部署が複数あるため、施策や内容が市民に伝わりにくく、支援のネットワークも広がりにくい状況となっています。
- 乳幼児健診・訪問事業・市役所窓口などで子育てサロンカレンダーなどの配布を行っています。また、子育て世代の実態に合わせ、ホームページやみるメールでの周知を行っていますが、予約の方法などさらに利用しやすい環境を検討していく必要があります。

施策の方向性・目標

- ①子育て世帯に対し、子育て世代の実態に合わせた、より分かりやすい情報発信の方法を検討し、地域の子育て支援のネットワークが広がっていくよう支援していきます。

具体的事業

事業名	事業・取組内容	所管課
子育てサロンカレンダーの配布	子育て世代の実態に合わせた周知の方法を検討しながら、子育て中の親子が利用できる施設を紹介するため、乳幼児健診・訪問事業・市役所窓口などで子育てサロンカレンダーを配布します。	子育て相談課
子育てガイドブックの作成と配布	子育てに関する行政情報などを1冊にまとめ、分かりやすい情報提供を行います。 なお、冊子は電子媒体でも作成し、SNSなどが身近な子育て世代を対象として対応しています。	子育て支援課

基本施策（４）こどもの健全育成

現状と課題

- 就労形態の多様化や共働き家庭の増加に伴い、放課後などにこどもが安全な場所で安心して過ごすことができるための取組の充実が求められています。
- 放課後児童健全育成事業や地域学校協働本部など、総合的な放課後等児童対策の推進に取り組んでいく必要があります。

施策の方向性・目標

- ①放課後児童健全育成事業や地域学校協働本部の取組を強化し、総合的かつ包括的な放課後等児童対策の推進を図ります。
- ②放課後のこどもの安全・安心な居場所と健全な遊びの場を提供するため、施設整備の充実に努めるとともに、関係機関との連携を図ります。
- ③令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3年間にかけて全小・中・義務教育学校に導入を進める「コミュニティ・スクール（学校運営協議会を設置した学校）」と、地域学校協働本部との一体的推進を図るほか、小学校と中学校が一体となった中学校区の特色を生かした事業の展開に取り組めます。

具体的事業

事業名	事業・取組内容	所管課
放課後児童健全育成事業 【地域子ども・子育て支援事業(11)】 《再掲》	昼間、保護者などが家にいない家庭の小学生を対象に、平日の授業終了後や土曜日などに放課後児童クラブを開設しています。また、民設民営のクラブに対し、補助金を交付しています。	子育て支援課
コミュニティ・スクール 地域学校協働本部	コミュニティ・スクールと地域学校協働本部との一体的推進を充実し、地域学校協働活動や小・中が一体となった中学校区としての事業の展開をするなど、地域と学校が連携・協働する仕組みづくりを促進し、未来を担うこどもを学校と地域みんなで育て、地域住民の生涯学習・自己実現に資するとともに、活動を通じて地域のつながりや絆を強化し、地域の活性化を図ります。	学校教育課 生涯学習課

事業名	事業・取組内容	所管課
那須塩原市青少年育成 市民会議活動	市内の各青少年関係機関や団体は、それぞれの目的達成のために活動していますが、青少年健全育成というテーマは非常に幅が広く、単一の機関や団体の活動だけでは解決できない問題も多いことから、連携を取り合い、青少年健全育成を進めます。	生涯学習課

基本施策（５）地域における人材育成

現状と課題

- 急激な教育・保育ニーズの高まりから保育士の不足が生じており、それによる保育の質の低下が懸念されています。

施策の方向性・目標

①保育士などの人材確保

- ・質の高い人材を安定的に確保するため、保育士確保事業を実施するとともに、県やハローワークと連携し、潜在保育士などの就職を支援します。
- ・保育士を養成する大学などの機関で、学生への就職支援相談会を実施するほか、その他県内保育士養成施設での説明会開催に向け、検討・協議を進めていきます。

②教育・保育の質の向上

- ・教育・保育に携わる職員の資質や専門性の向上のため、職員研修の充実に努め、研修内容・研修方法・実施の時期を検討するなど、教育・保育を支える基盤の強化を図ります。

具体的事業

事業名	事業・取組内容	所管課
保育士確保事業	教育・保育施設を運営する事業者に対し、市外から移住する保育士の宿舍を借り上げるための費用などの助成をします。	保育課
保育士養成課程のある短期大学等への説明会	保育士資格の養成課程のある短期大学などで、本市へ就職してもらえるよう市内事業者と協力し説明会を行います。	保育課
保育の質の向上のための研修事業	教育・保育施設などに従事している職員の質の向上のための研修を実施します。	保育課
子育て支援員事業	市が認可する地域型保育事業所で働く保育従事者や一時預かり、ファミリー・サポート・センターなどで従事する職員に対して、事業に従事するために必要な研修を県と共同で実施します。	子育て支援課

第4章 施策の展開

事業名	事業・取組内容	所管課
放課後児童クラブ職員の 資質向上研修事業	放課後児童クラブの職員の資質向上のため、障害 児対応研修、アレルギー対応研修などを実施しま す。	子育て支援課

基本方針2 援護が必要な子ども・子育て家庭への支援

基本施策（1）こどもの虐待防止と救済

現状と課題

○こどもに関する相談は数多く寄せられており、特に児童虐待に対する相談件数は近年の報道などによる認知度の上昇により、年々増加しています。また、個々の相談の内容も複雑化、深刻化しているものも多く、長期の支援が必要となる傾向にあります。

施策の方向性・目標

こども家庭センターを中心に次のとおり取り組み、虐待防止を推進します。

①専門職雇用などによる相談体制の強化

- ・こどもに関する相談の増加や問題の複雑化、深刻化に対応し、適切な支援を行っていくため、「こども家庭センター」を中心に、相談体制など総合的な充実強化を図ります。
- ・様々な相談に対応するため社会福祉士や精神保健福祉士など専門職の配置を検討します。

②虐待発生の予防、早期発見、早期対応、再発防止

- ・虐待の早期発見が可能な、医療機関、教育・保育施設などと相互理解を深め、これまで以上に連携しながら予防や早期発見、早期対応に努めます。
- ・虐待状況から家庭環境の改善を図るため、家事や子育てに不安や負担を抱える保護者の話を傾聴し、必要な家事や育児の支援を行います。
- ・児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者を対象に、児童の心身の発達状況などに応じた情報の提供、相談及び助言を実施するなどし、子育てへの悩みや負担を軽減します。

③児童相談所や警察など、関係機関との連携強化

- ・児童相談所をはじめ、福祉、医療、保健、教育の各分野の関係者や警察などで構成する「要保護児童対策地域協議会」において、支援を要する児童についての情報共有や支援内容の検討・協議を行い、お互いに連携を強化しながらきめ細かな支援を行います。
- ・地域で困難を抱える家庭を身近なところで見守り、支援するためのネットワークの構築に努めます。

具体的事業

事業名	事業・取組内容	所管課
児童虐待に関する 相談体制の充実	関係機関との情報共有を密にし、相談体制を強化します。児童虐待など相談件数が増加し内容も複雑化しているため、虐待に関する知識を高め資質の向上を図るとともに、児童家庭相談スーパーバイザーなどを配置し、専門的技術的助言や指導により相談体制を強化します。	子育て相談課

事業名	事業・取組内容	所管課
子どもを守る地域ネットワーク強化事業 (要保護児童対策地域協議会) 【地域子ども・子育て支援事業(5)-2】	児童虐待の防止・予防・早期発見・早期対応などを図るため、地域の関係機関・団体の代表者で構成される要保護児童対策地域協議会を設置し、関係者、関係機関との連携をさらに強化します。	子育て相談課
養育支援訪問事業 【地域子ども・子育て支援事業(5)-1】	養育支援が特に必要な家庭に対し、その居宅を訪問するなど、養育に関する指導・助言などを行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保し、対象家庭が自立できるよう適切な支援を継続し、支援方法を工夫します。	子育て相談課
乳幼児訪問指導の充実 【地域子ども・子育て支援事業(4)】	適時、適切に栄養、環境、疾病予防、母親のメンタルヘルスなどを含め、新生児期から家庭訪問などによる育児支援を行い、母子の愛着形成や、虐待防止の活動を進めます。	子育て相談課
乳幼児健康診査	乳幼児の健やかな成長、発達を支援するため、内科・歯科診察、身体計測、発達確認、離乳食指導、歯科保健教育、事故防止啓発活動、健康相談などを行います。	子育て相談課
子育て世帯訪問支援事業 【地域子ども・子育て支援事業(14)】	家事・子育てなどに不安や負担を抱える子育て家庭、妊娠婦、ヤングケアラーなどがいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育てなどの支援を行います。	子育て相談課
親子関係形成支援事業 【地域子ども・子育て支援事業(16)】	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者を対象に、子育てセミナーを開催し、児童の心身の発達状況などに応じた情報の提供、相談及び助言を実施するなどし、親子間における適切な関係性の構築を図ります。	子育て相談課

基本施策（２）ひとり親家庭等の自立支援の推進

現状と課題

- ひとり親は家計と家事育児を一人で担うため、身体的・精神的負担が大きく、また、社会的に孤立しやすく、一人で困難を抱えてしまう傾向にあるといわれているため、相談支援体制の充実が求められています。
- 就労しているひとり親は多いものの、パート・アルバイトなどの非正規雇用の割合も高く、十分な収入が得られないなど相対的貧困の状況にある世帯も多いことから、就業支援や経済的支援も求められています。
- 養育費については、親権の有無に関わらず支払う義務があっても、取決めをしている割合はまだ低い現状にあります。親子交流については、こどもの立場からその実施が望ましいこととされていますが、児童虐待や配偶者からの暴力などにより親子交流が適切でない場合もあります。令和８（2026）年までに「共同親権」の導入が予定されていることも踏まえ、こどもの利益を最優先に養育費・親子交流についての取決め・実施が適切になされるよう、制度の周知啓発を行っていくことが重要です。

施策の方向性・目標

ひとり親家庭が抱える様々な問題について、母子・父子自立支援員などによる相談支援を行うとともに、経済的問題を抱える家庭も多いことから、貧困に陥らないよう教育や生活の支援、保護者の就業の支援、経済的支援などについて関係機関と連携して取り組みます。

①ひとり親に対する相談支援体制の充実

- ・母子・父子自立支援員によるきめ細やかな相談対応や、ハローワークや社会福祉協議会などの関係機関と連携して支援するなど、相談支援体制の充実を図ります。また、各種支援制度をまとめたガイドブックによる周知など、効率的・効果的に支援制度の周知を図ります。

②ひとり親への就業支援

- ・生活を安定させるために就業やキャリアアップに有利な資格の取得や能力開発など様々な支援メニューを活用したプログラムを策定し、就業や転職のための支援を行います。

③ひとり親への経済的支援

- ・経済的支援を必要とするひとり親家庭に対し、児童扶養手当の支給や医療費の助成、母子父子寡婦福祉資金の貸付け、保育料の減免、放課後児童クラブ事業利用料の減免などを行い、子育てにかかる経済的負担を軽減するための支援を行います。

④養育費・親子交流の周知啓発

- ・こどもの利益を最優先する観点から、養育費や親子交流についてパンフレット配布などによる制度の周知を行い、啓発を図ります。

具体的事業

事業名	事業・取組内容	所管課
ひとり親家庭に対する相談支援体制の充実	母子・父子自立支援員が相談に応じ、自立に向けた支援や情報提供を実施するとともに、相談内容に応じて関係機関と連携して対応するなど、相談支援体制の充実を図ります。また、ひとり親などに関する各種支援制度をまとめたガイドブックなどにより、支援制度の周知を図ります。	子育て相談課
母子・父子自立支援プログラム策定事業	ひとり親家庭の個々の生活や就業などの状況に応じて、様々な支援メニューを活用したプログラムを策定し、就業や生活の安定を支援します。	子育て相談課
ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業	ひとり親家庭が経済的に自立できるよう、相談者のニーズに応じた就労やキャリアアップにつながる資格の取得に向け、指定された講座を受講した場合の受講料の助成を行います。	子育て相談課
ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業	ひとり親の自立につながる資格取得のため一定期間以上の養成訓練を受講する場合に、受講期間中の生活の負担の軽減を図るため、給付金を支給します。	子育て相談課
児童扶養手当	ひとり親の家庭へ経済的支援として児童扶養手当を支給します。	子育て支援課

事業名	事業・取組内容	所管課
ひとり親医療費助成	ひとり親とその児童の医療費の保険診療の自己負担分を助成します。	子育て支援課
養育費・親子交流に関する周知事業	養育費や親子交流に関して、パンフレット配布などによる制度の周知を行い、啓発を図ります。	子育て相談課
住宅支援	ひとり親や生活困窮者世帯への安定した生活の確保のため、住宅の確保に関する各種支援を実施します。	生活福祉課 子育て相談課
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	ひとり親家庭の生活の安定とその児童の福祉の向上を図るための、就学・修学、技能習得、就業、就職、医療介護、生活、住居などに関わる資金の貸付けを行います。	子育て相談課
ひとり親世帯や生活困窮者世帯への保育料減免	教育・保育施設の利用に当たり、生活困窮者世帯やひとり親世帯への利用料について減免します。	保育課
放課後児童クラブ事業利用料減免	放課後児童クラブの利用に当たり、生活困窮者世帯やひとり親世帯への利用料を減免します。	子育て支援課
ファミリー・サポート・センター利用料助成	ひとり親など家庭の経済的負担軽減を図るため、ファミリー・サポート・センターの利用料助成を行います。	子育て支援課

基本施策（３）支援児施策の充実

現状と課題

- 発達に関わる相談件数や障害児通園施設の利用件数は増加しており、継続的な支援が求められます。また、身体障害者手帳や療育手帳、精神障害者保健福祉手帳などの既存の支援施策も含め、包括的な支援も必要です。
- こどもや家族が地域で生活を営んでいく上で、支援を必要としたときにはライフステージに沿った、切れ目ない支援の継続が重要であり、福祉サービスの円滑な提供体制の整備が必要とされています。
- 発達障害や医療的ケアの必要な方など、こどもの障害の状態に応じて必要とされる支援は多岐にわたります。個々に応じた適切な支援を提供するためには、保健・医療・保育・教育・福祉・就労などの関係機関や多職種が十分に連携した相談・支援体制の構築が必要です。
- 今後の社会生活を送る上での様々な困難を軽減させるためには早期の発見、早期の支援が重要になってくるため、そのための体制の充実が必要となります。
- 様々な障害や発達上の特性は、本人の生きづらさや親が育てにくさを感じ、家族を含め周囲からの理解が得られないことが多く、二次障害につながるなど、社会生活において様々な困難が生じるおそれがあることから、これらの障害に対する周知啓発も必要です。
- 国際化の進展により、海外から帰国した幼児や外国人幼児、国際結婚の幼児などの外国につながる幼児の増加が見込まれ、さらなる配慮が必要となってきます。

施策の方向性・目標

①早期の対応への仕組みづくり

- ・医療機関や乳幼児健康診査などの受診時や、教育・保育施設、放課後児童クラブへの巡回などの機会を通じて集団での様子を観察し、発達の状況や特性の見立てを行い、支援が必要な子どもへの適切な支援を検討し、子育て相談課、保育課、社会福祉課、教育委員会などの関係機関が連携し、保護者が子どもの障害や発達上の特性などの”課題に気づいた”段階から、家族も含めた支援に取り組み、早期発見に努めます。また、学校における特別支援教育についての情報提供を行うとともに、どのような環境があるかなど、小学校就学に向けた相談に応じ、保護者の不安や悩みの軽減・解消を図ります。

②意識づくりと適切な関わり

- ・様々な障害への理解を促進するため、啓発活動に取り組みます。また、発達に支援が必要な子どもとその家族に対し、発達支援システムを活用し、乳幼児期から成人期までのライフステージに応じ、一人一人の特性に応じた適切な支援が受けられるよう、保健・医療・保育・教育・福祉・就労などの関係機関と連携する「横の連携」と、適切な支援を切れ目なくつないでいく「縦の連携」により、一貫した支援を提供する発達支援システムを推進し、子どもの社会参加や自立が可能となることを目指します。

③関係機関の連携・支援

- ・多職種の専門家や事業者、保健・教育・福祉関係者などで構成する発達支援体制協議会や地域自立支援協議会などを通じて、情報共有や関係者への意見聴取などにより関係機関・団体の連携を強化し、支援体制の充実を図ります。

④地域で支え合う支援基盤の充実

- ・障害の重度・重複化や発達障害の診断増加に対応するため、障害の種別にかかわらず身近な地域で相談や支援を受けることができるよう、医療機関に加え、心理職などの専門職による多職種協働チームが、教育・保育施設や放課後児童クラブ、療育施設などにおいて、集団生活におけるこどもの状況を確認し、支援の方向性や適切な支援方法について現場の支援者と検討を行うことを通じて、療育体制や支援体制の充実強化に努めます。また、教育・保育施設における加配による保育士の確保や放課後児童クラブにおける複数回の研修会の実施などにも取り組んでいきます。

⑤外国につながる幼児への対応

- ・今後増加すると見込まれる外国につながる幼児の支援について検討していきます。

具体的事業

事業名	事業・取組内容	所管課
発達支援体制の充実	発達に支援が必要な子どもとその保護者に対して、各ライフステージで関係機関から提供される個別の支援計画を次のライフステージで支援を行う関係機関に切れ目なくつないでいく「縦の連携」と、保健・医療・保育・教育・福祉・就労などの関係機関と連携する「横の連携」により、一貫した支援を提供する発達支援システムを推進し、発達支援体制の充実を図ります。	子育て相談課

事業名	事業・取組内容	所管課
乳幼児健康診査 《再掲》	乳幼児の健やかな成長、発達を支援するため、内科・歯科診察、身体計測、発達確認、離乳食指導、歯科保健教育、事故防止啓発活動、健康相談などを行います。	子育て相談課
乳幼児健康相談	こどもの成長・発達や保護者の育児に関して、保健師・栄養士・作業療法士・心理相談員などの専門職による相談を行います。	子育て相談課
年長児巡回相談	教育・保育施設において、年長児の集団での様子を観察し、発達の状況や特性の見立てを行い、支援が必要なこどもへの適切な支援を検討し、早期対応を促します。	子育て相談課
就学時健康診断	市内小学校及び義務教育学校の就学予定者の心身の状況を把握し、治療の勧告その他保健上必要な助言を行うとともに、適正な就学についての指導を行います。	学校教育課
多職種協働による 相談支援事業	心理職などの専門職による多職種協働チームが、こどもが通う施設などにおいて、集団生活におけるこどもの状況を確認し、支援の方向性や適切な支援方法について現場の支援者と検討を行います。また、こどもとの関わりに困り感のある保護者の相談を受け保護者が困り感をもつことなくこどもと関われるよう支援します。	子育て相談課
放課後児童クラブ巡回相談	各放課後児童クラブへ専門知識を持った職員を派遣し、発達支援が必要な児童への適切なアドバイスを行います。	子育て支援課
教育・保育施設における 障害児加配	市内の教育・保育施設において発達のため支援が必要と判定された児童に対し、公立保育園では保育士の加配を行い、私立の教育・保育施設へは必要な費用を助成します。	保育課
放課後児童クラブにおける 障害児加配	市内の放課後児童クラブにおいて支援が必要と認められた児童を受け入れる場合、その児童に対する支援員の人件費の基準により民設放課後児童クラブに補助します。	子育て支援課
障害福祉サービス・障害児通所 支援	障害のあるこどもや発達に支援を必要とすることも対象に、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくサービスを提供することで、こどもの自立と社会参加の促進、家族の負担軽減を図ります。	社会福祉課
重度心身障害者医療費助成	身体障害者手帳や療育手帳などを持っている方に対して保険診療の自己負担分を助成します。	子育て支援課
特別児童扶養手当等の支給	一定以上の障害の状態にある20歳未満の児童を監護している父母など又は児童に手当の支給を行うとともに、制度の周知及び適切な時期に手続案内をすることで、支給漏れの防止を図ります。	社会福祉課
補装具の給付	身体の欠損又は失われた身体機能を補って、日常生活や職業生活をしやすいようにするため、補装具を給付（購入など費用の一部を助成）します。	社会福祉課
軽度・中等度難聴児補聴器購入 費等助成事業	補装具の給付対象とならない軽度又は中等度の難聴の聴覚障害があるこどもの補聴器の購入費用の一部を助成します。	社会福祉課

事業名	事業・取組内容	所管課
日常生活用具の給付	障害のある子どもや難病患者などの日常生活を円滑にするための用具を給付します。	社会福祉課
小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付	小児慢性特定疾病により長期に療養を必要とする子どもの日常生活に必要な用具を給付します。	社会福祉課
わかば相談（就学相談）	学校における特別支援教育についての情報提供を行うとともに、どのような環境があるかなど、小学校就学に向けた様々な相談に応じ、保護者の不安や悩みの軽減・解消を図ります。	子育て相談課

基本施策（４）こどもの居場所づくり

現状と課題

○子どもを取り巻く様々な問題により「居場所」を持てなくなってしまう子どもが孤立感を深めないよう、「居場所」が確保できないことにより身体的にも心理的にもダメージを受けないよう、家庭、行政、地域が連携してこどもの居場所を確保する必要があります。

施策の方向性・目標

- ①養育放棄（ネグレクト）などの状況にある要支援児童は増加傾向にあり、放課後などにおいて食事や学習ができる居場所を提供し、安心できる大人とのふれあいや交流を図りながら、こどもの健全な育成と自立を促し、虐待の世代間連鎖を防ぐために、こどもの居場所をつくり、孤立感を深めないよう支援を行います。
- ②不登校及び不登校傾向にある児童生徒の精神安定や自立を促すため支援を行います。また、教育支援カウンセラーによる教育相談体制の強化を図るとともに、学校と家庭との連携強化にも努めていきます。

具体的事業

事業名	事業・取組内容	所管課
要支援児童放課後応援事業	養育放棄（ネグレクト）などの状況にある要支援児童に、放課後などにおいて食事や学習ができる居場所を提供し、安心できる大人とのふれあいや交流を図りながら、こどもの健全な育成と自立を促し、虐待の世代間連鎖を防ぐために、要支援児童放課後応援事業を実施します。	子育て相談課
コミュニティ・スクール 地域学校協働本部 《再掲》	コミュニティ・スクールと地域学校協働本部との一体的推進を充実し、地域学校協働活動や小・中が一体となった中学校区としての事業の展開をするなど、地域と学校が連携・協働する仕組みづくりを促進し、未来を担う子どもを学校と地域みんなで育て、地域住民の生涯学習・自己実現に資するとともに、活動を通じて地域のつながりや絆を強化し、地域の活性化を図ります。	学校教育課 生涯学習課

事業名	事業・取組内容	所管課
不登校児童・生徒の 居場所づくり（サポート）	不登校及び不登校傾向にある児童生徒の社会的自立や学校復帰に向けた支援をする施設として「ハートフルスペース」を2箇所設置し、不登校及び不登校傾向にある児童生徒の居場所をつくとともに、学校、家庭との連携や教育支援カウンセラーによる教育相談体制の強化を図りながら、不登校及び不登校傾向にある児童生徒の心の安定や自立を促します。 宿泊体験館「メープル」での宿泊体験をはじめとする様々な体験活動を提供することで、不登校及び不登校傾向にある児童生徒の社会的自立や学校復帰に向けた支援及び不登校の未然防止を図ります。	学校教育課
子育て短期支援事業 【地域子ども・子育て支援事業(6)】 《再掲》	家庭で養育することが一時的に困難になった場合に、短期間、児童などを預かる制度です。本市では民間のNPO法人などに委託して実施しています。	子育て相談課

基本方針3 ライフステージに応じた事業の充実

基本施策（1）妊産婦・乳幼児に関する切れ目ない支援体制の充実

現状と課題

- 安心してこどもを産み育てるためには、切れ目ない支援が必要となっており、特に出産前後の育児不安が強い時期における母親が安心して過ごせる支援の充実・体制の整備が求められています。
- 望ましい生活習慣の獲得など健康づくりに関する妊婦や乳幼児の保護者への指導・啓発の充実が必要となっています。

施策の方向性・目標

- ①母親とこどもの心身の健康を守るため、こども家庭センターの機能を強化し、妊娠・出産期から子育て期にわたる切れ目ない支援体制の充実を図ります。
- ②妊娠・出産期については、産科医療機関などと連携し、支援が必要な妊産婦に対して妊娠期から保健師の家庭訪問などによる支援や妊婦とその配偶者などに対する面談を通じた情報提供や相談などを行います。また、妊婦と胎児の健康管理、疾病や異常の早期発見や産後うつ予防などのため、医療機関などで行う妊産婦健康診査の費用を助成します。
- ③出産後については、産婦健康診査、産後ケア、新生児・産婦訪問指導、専門職が全ての家庭を訪問する乳児家庭全戸訪問事業など、育児不安が強い産後早期の支援を行います。
- ④その後は乳幼児の心身の健やかな成長と障害や虐待の早期発見などのため、乳幼児健康診査や健康相談を通じ支援が必要な母親を把握し、保健師による保健指導や家庭訪問などを行うとともに、未受診児の安否、発育発達、家庭状況などの確認や支援を行うなど、関係機関と連携し、きめ細かな伴走型の支援を行います。
- ⑤母親学級や乳幼児健康診査、健康相談など、様々な機会をとらえて、保健師・栄養士・心理相談員・作業療法士・歯科衛生士などの専門職による健康教育・相談などを実施します。母親学級については、母子手帳アプリのプッシュ配信機能を利用し、実施内容を積極的に配信していきます。

具体的事業

事業名	事業・取組内容	所管課
利用者支援事業 (こども家庭センター型) 【地域子ども・子育て支援事業(1)】	妊娠期から子育て期にわたる総合的な相談支援を行います。	子育て相談課
妊産婦支援事業	母子健康手帳交付時の面接相談、妊娠後期相談、妊産婦健康診査にかかる費用の一部助成、産後ケアなど、妊娠期から産後早期における切れ目のない支援を行い、伴走型の相談支援体制を充実させます。また、母親学級は、母子手帳アプリのプッシュ配信機能を利用し、実施内容を配信していきます。	子育て相談課

事業名	事業・取組内容	所管課
妊産婦医療費助成制度	妊産婦の医療費に係る保険診療の自己負担分を助成します。	子育て支援課
新生児聴覚検査	生まれて間もない赤ちゃんに行う聴覚検査の費用の一部を助成します。	子育て相談課
先天性股関節脱臼検診	先天性股関節脱臼検診の検診費用の一部を助成し、未受診者には、乳幼児健診などで勧奨するなど対策を行います。	子育て相談課
乳幼児健康診査 《再掲》	乳幼児の健やかな成長、発達を支援するため、内科・歯科診察、身体計測、発達確認、離乳食指導、歯科保健教育、事故防止啓発活動、健康相談などを行います。	子育て相談課
乳幼児健康相談 《再掲》	こどもの成長・発達や保護者の育児に関して、保健師・栄養士・作業療法士・心理相談員などの専門職による相談を行います。	子育て相談課
妊産婦・乳幼児家庭訪問事業 【地域子ども・子育て支援事業(4)】	支援が必要な家庭に対し、保健師、助産師が家庭訪問を行います。 生後2～3か月児がいる全家庭に対し専門職による家庭訪問を行います。 (乳児家庭全戸訪問事業)	子育て相談課
学校における歯科疾患予防 推進事業	小学1年生～6年生を対象に、各学校においてフッ化物洗口及び歯科指導を行います。	健康増進課
フッ化物塗布	那須特別支援学校の小学1年生～中学3年生の希望者にフッ化物塗布を行います。	健康増進課
1か月児健康診査	1か月児健康診査に係る費用の一部を助成します。	子育て相談課
産後ケア事業 【地域子ども・子育て支援事業(19)】 《再掲》	退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポートなど、きめ細かい支援を実施し、安心・安全な子育てができる環境を整えます。	子育て相談課
妊婦のための支援給付	妊娠期からの切れ目ない支援を行うために、妊婦等包括相談支援事業の支援を組み合わせ、妊婦のための支援給付を行います。	子育て相談課
妊婦等包括相談支援事業 【地域子ども・子育て支援事業(18)】	妊婦のための支援給付と同時に妊婦・その配偶者などに対して面談などにより情報提供や相談（伴走型相談支援）を行います。	子育て相談課
5歳児健康診査	教育・保育施設において、年中児の集団での様子を観察し、こどもの個々の発達の特性を早期に把握し、育児の困難さや子育て相談のニーズを踏まえながら、こどもとその家族に必要な支援につなげます。	子育て相談課

基本施策（２）学童期・思春期から青年期に向けた支援の充実

現状と課題

- 10代の自殺、性行動の問題、喫煙・飲酒、過剰なダイエットの増加、不登校や引きこもりなど、思春期における問題は多様化かつ深刻化してきていますが、思春期は身体面、精神面の発達や変化が著しい時期であり、これらの体や心の問題が将来に重大な影響を及ぼすため、思春期から正しい知識の普及啓発を行う必要があります。
- 成長過程にある思春期は、大人とこどもの両面を持つ多感な時期であり、保護者をはじめ周囲の人たちが思春期の特性を十分に理解してこどもと接することが重要で、学校・家庭・地域の関係機関が一体となって対応していく必要があります。
- 少子化の主な原因は、未婚化と晩婚化（若い世代での未婚率の上昇や、初婚年齢の上昇）、有配偶出生率の低下です。特に未婚化と晩婚化の影響が大きいといわれており、その主な要因は、若い世代の低い所得と不安定な雇用環境、出会いの機会の減少ですが、若い世代の8割を超す未婚男女がいずれ結婚することを希望していることから出会いの機会を提供するなどの取組を行う必要があります。

施策の方向性・目標

- ①思春期における身体発育や性機能の発達などに関する正しい知識の普及を図り、健康的で豊かな人間性と社会性を持った行動が取れるよう思春期保健教育を推進します。
- ②引き続き専門職の確保に努めつつ、教育内容について学校などとも検討していきます。
- ③結婚を希望する男女が、理想とする相手と巡り合い、お互いが望む結婚生活がスタートできるよう、出会いから結婚までの支援を行います。

具体的事業

事業名	事業・取組内容	所管課
思春期保健事業	中学生・高校生を対象に命の大切さを学び、自分を大切に、相手を大切にできる力を身に付けるため、専門職による思春期教育を行います。	子育て相談課
結婚支援事業	出会いから結婚までのサポートを行う「結婚サポートセンター」及び「とちぎ結婚支援センターなすしおばら」を運営し、結婚相談、マッチング、結婚セミナー、婚活イベントなどの結婚支援に取り組めます。	市民協働推進課

基本施策（３）食育の推進

現状と課題

- 朝食欠食や孤食などの食習慣の乱れ、偏った栄養による食生活や思春期やせ、食物アレルギーなどがこどもの食生活上の課題となっています。また、これらはこどもと食事をともにする親への支援も含めて重要となっています。
- 食材の地産地消、食文化の継承など地域全体での食育も重要性を帯びてきています。

○食育は生涯を通じての健康な生活の基本であり、「食を営む力」の育成はこどもの健全育成の重要な一部分であることから、ライフステージを通して、食に関する学習の機会や食に関する体験活動などの情報提供を積極的に進める必要があります。

施策の方向性・目標

- ①食習慣の基礎が確立する乳幼児期から、食生活の大切さの理解促進に努めるとともに、望ましい食習慣を身に付けられるよう発達段階に応じた学習や情報提供、学校農園の体験活動などを行うことにより、健康のための基礎づくりとしての食育を進めます。
- ②学校給食における金額や食品数を考慮した献立の作成に加え、地元産野菜の利用拡大を図るため、質・量ともに安定的な供給体制の構築に努めます。

具体的事業

事業名	事業・取組内容	所管課
健診等での食に関する情報提供	各種健診や育児相談などで、乳幼児期からの望ましい食習慣の定着及び食を通じた豊かな人間性の形成、心身の健全育成を図るため、乳幼児期から大人まで、食に関する学習の機会や情報の提供を実施します。	子育て相談課
学校給食における委託炊飯に係る米飯加工賃公費負担事業	金額や食品数を考慮した献立を作成する上で、これまで保護者が負担していた学校給食における米飯加工賃（委託炊飯に係る加工手数料）を市が負担することにより、地場産物など多様な食材を多く活用し、副食（おかず）を充実するとともに、共同調理場における地元産野菜の利用を拡大するため、質・量ともに安定的な供給体制の構築を図ります。あわせて、食材や地域農業の情報を給食だよりなどで発信し、関心を深める働きかけを行うことで食育を推進します。	教育総務課
学校農園の開設支援	小学校、中学校、義務教育学校の児童生徒が農作業の体験を通じて農業に対する理解や食への感謝の心を育むことができるよう、学校農園の開設を支援します。	農務畜産課

基本施策（４）こどもの健やかな成長を見守る地域づくり

現状と課題

○就業構造の変化や家族構成の変化、女性の社会進出により、子育てを行う環境は大きく変化し、子育てをする家庭の負担感が大きくなっています。ニーズ調査でも「気軽に相談できる相手・場所がない」と回答する家庭が一定数みられ、家族機能の弱体化や地域の子育て力の低下による育児不安と孤立化は、虐待などの様々な問題を引き起こす原因となりかねません。

○問題の早期発見や重篤化を防ぐためにも、出会いの場や人とつながりやすい社会をつくっていき、子育ての負担感を減少させ、また、子育てと就労の両立支援のためにも、地域に相談でき、助け合いができる人や場所を提供し、ネットワーク化できるような環境づくりが必要です。

施策の方向性・目標

- ①地域で孤立する親がいた場合に手を差し伸べられるよう、地域を良く知る民生委員・児童委員、主任児童委員や食生活改善推進員など既にある地域の力を借りつつ、新たな地域の力も活用できるよう、オピニオンリーダーの育成を図り、様々な活動をネットワーク化し、こどもを見守り育てていける地域づくりを推進します。
- ②コロナ禍で中止していた乳幼児健診での食育活動の再開や、就学時健康診断時の親向けワークショップ形式の再開など、保護者のための子育てに関する学習や交流の場を増やしていきます。

具体的事業

事業名	事業・取組内容	所管課
食生活改善推進員	こどもの食習慣はその後の健康の基礎となることから、地域の健康づくりの担い手として、生活に密着した活動を行う食生活改善推進員を育成します。	健康増進課
民生委員・児童委員 主任児童委員	民生委員・児童委員、主任児童委員と自治会などが連携協力し、地域における福祉ニーズをキャッチする仕組みづくりを推進します。	社会福祉課 子育て相談課
家庭教育オピニオン リーダーの育成	自主的に、あるいは教育委員会と連携しながら、学校・公民館などの家庭教育講座、サロン活動や就学時健康診断においてこどものしつけや教育、家族の在り方、悩みごとなどの家庭に関する相談にのったり、親同士の話し合いにより、自分の子育てを振り返り、気づいたりできる場を設け、子育てをサポートできる人材を育成します。	生涯学習課
地域子育て支援拠点事業 (子育てサロン) 《再掲》 【地域子ども・子育て支援事業(2)】	乳幼児及びその保護者が相互に交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。また、なかよしひろば、委託2箇所については、適切な利用組数を見極め、より多くの利用希望者が利用できるように工夫をした上で、開催していきます。	子育て相談課 保育課
コミュニティ・スクール 地域学校協働本部 《再掲》	コミュニティ・スクールと地域学校協働本部との一体的推進を充実し、地域学校協働活動や小・中が一体となった中学校区としての事業の展開をするなど、地域と学校が連携・協働する仕組みづくりを促進し、未来を担うこどもを学校と地域みんなで育て、地域住民の生涯学習・自己実現に資するとともに、活動を通じて地域のつながりや絆を強化し、地域の活性化を図ります。	学校教育課 生涯学習課

基本施策（５）小児医療等の充実

現状と課題

○小児医療などを利用できる体制の充実、次の世代を担うこどもの健全育成のための基礎であり、また、こどもを心身ともに健康に産み育てるための環境づくりの整備は少子化対策の基本であることから、県や近隣の市町及び関係機関などと連携し、小児医療・夜間休日診療などの充実・確保に取り組むことが重要となっています。

施策の方向性・目標

①小児医療体制の充実

- ・小児医療体制は、安心してこどもを産み、育てるための基盤となるものであることから、小児医療の充実・確保に取り組むこと、特に小児救急医療に係る夜間休日診療体制の維持を図るため、県、近隣市町及び関係機関との連携のもと、基盤整備に取り組めます。

②周産期医療

- ・妊産婦健康診査の充実と、妊産婦医療費助成により、早産児、低出生体重児、未熟児出生の減少を図ります。
- ・県の周産期医療システムのもと、各周産期医療機関との連携強化に取り組んでおり、低体重出生児の届出の受付、未熟児養育医療の給付、養育支援連絡票などにより、医療機関との連携に基づく出生後早期の支援に努めます。

③こどもの医療費の助成

- ・こどもの疾病の早期発見と治療の促進及び子育て家庭への経済的支援のため、18歳（高校3年生）までのこどもの保護者に対して、通院や入院をしたときの保険診療の自己負担分を助成しています。今後はより効果的な実施方法を検討していきます。

④予防接種への助成

- ・予防接種法に基づき、関係機関と連携をしながら、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済及び市民への情報提供を行います。また、予防接種法に基づかない任意予防接種については、国の定期予防接種の動向をみながら市単独の予防接種費助成事業を行います。指定医療機関以外がかかりつけであるこどもに向け、制度のさらなる周知を充実させます。

具体的事業

事業名	事業・取組内容	所管課
小児救急医療体制の確保	小児医療体制は、安心してこどもを産み、育てるための基盤となるものであることから、小児医療体制の充実・確保に取り組むこと、特に小児救急医療について、県、近隣市町及び関係機関との連携のもと、基盤整備に取り組めます。	健康増進課
妊婦健康診査 【地域子ども・子育て支援事業（３）】	14回の受診票を交付し、健康診査にかかる費用の一部を助成します。	子育て相談課
産婦健康診査	2回の受診票を交付し、健康診査にかかる費用の一部を助成します。	子育て相談課

事業名	事業・取組内容	所管課
未熟児養育医療	身体機能が未熟なまま出生し、医療を必要とする未熟児に対し、養育に必要な医療の給付や訪問などの支援を行います。	子育て相談課
こども医療費助成	18歳までのこどもの医療費について、保険診療の自己負担分を助成します。	子育て支援課
自立支援（育成医療）	障害のあるこどもの身体的な障害を除去、軽減する手術などの治療に対する費用の一部を助成します。	社会福祉課
予防接種法に基づく定期予防接種の実施	感染症を予防し、かかった場合の重症化予防のため、また、周囲の人への感染予防のため、公費負担による定期予防接種を実施します。	健康増進課
任意予防接種の助成	おたふくかぜの予防接種について、接種費用の一部を助成します。	健康増進課
骨髄移植等により免疫を消失した者への再接種費用の助成	骨髄移植手術などにより、接種済みの定期予防接種の予防効果が期待できないと医師に判断され、任意で再度接種する場合の費用を助成します。	健康増進課

基本施策（6）不妊症・不育症治療対策

現状と課題

○近年、保険適用範囲の拡大、多様な治療法の開発、社会的な理解の深まりなどにより、不妊治療に対するニーズが高まりを見せているものの、身体的・心理的な負担とともに、経済的負担も依然として少なくないことから、こうした負担の軽減を図り、希望する誰もが安心して子どもを産み育てられる環境を整備していくことが求められています。

施策の方向性・目標

- ①不妊症・不育症治療費助成制度の周知と治療費助成を引き続き行います。
- ②先進医療費助成を行います。

具体的事業

事業名	事業・取組内容	所管課
不妊症・不育症治療費助成制度	保険診療適用外の不妊治療の検査及び診療を受けた際の費用の一部を助成します。また保険適用外の不育症治療費を対象に費用の一部を助成します。	子育て相談課
先進医療費助成制度	先進医療を受けた際の費用の一部を助成します。	子育て相談課

基本方針4 仕事と家庭生活の両立の支援

基本施策（１）仕事と子育ての両立支援の推進

現状と課題

- 育児に参加する男性の割合は増加しており、また、出産を機に仕事を辞める女性の割合は減少していますが、今後さらに、仕事と子育てが両立できる環境づくりを進めていく必要があります。
- 仕事と子育ての両立支援を推進する中で夫婦間での子育てに対する意識改革が必要であり、様々なライフステージでお互いがバランスを取り合って子育てをしていくことが大切です。
- 男女共同参画情報「みいな」の認知度向上を図るための周知方法の検討に加え、教育講演会や出前講座など子育て世代や男性にも広く参加してもらえるような開催方法・内容の検討が必要です。

施策の方向性・目標

- ①企業における両立支援やワークライフバランスへの理解促進
 - ・男女がともに子育てと仕事が両立できるよう、事業所内保育事業所や企業主導型保育事業所の周知、育児休業などの取得、子育て期間中の短時間勤務、育児休業制度の普及・定着を促進するとともに、労働時間の短縮など、労働条件を改善し、子育てしやすい職場環境について、国、県などと連動し事業主などへの要請を図ります。
- ②地域における両立支援やワークライフバランスへの意識高揚
 - ・仕事と子育ての両立を支援するため、生活の基盤である地域における子育て環境を整備していきます。子育て支援に関わる多様な活動主体のネットワーク化やNPO・ボランティア団体との協働の仕組みづくり、女性リーダーの育成・資質向上のための取組、地域における子育て支援に対する意識の高揚などを図ります。
- ③家庭における両立支援やワークライフバランスへの意識啓発
 - ・仕事と子育ての両立支援を推進する中で夫婦間での子育てに対する意識改革が必要であり、様々なライフステージで夫婦がお互いに協力して子育てをしていく環境を育むための父親参加の促進や、育児休業や介護休暇などの取得を促す呼びかけ、講演会や研修会などの周知や広報活動を工夫して進めます。

具体的事業

事業名	事業・取組内容	所管課
仕事と子育ての両立支援やワークライフバランスについて周知啓発事業	両立支援やワークライフバランスへの理解を深め、住みやすく働きやすい地域を実現できるよう、労働基準法に定められた制度や様々な働き方について市民へ啓発を行います。	商工振興課
男女共同参画情報「みいな」発行	男女共同参画の意識を高めるため、男女共同参画情報「みいな」を発行します。	市民協働推進課

事業名	事業・取組内容	所管課
男女共同参画フォーラムの開催	男女共同参画社会を目指し、男女共同参画フォーラムを毎年1回開催します。	市民協働推進課
男女共同参画セミナーの開催	男女共同参画社会を目指し、男女共同参画セミナーを定期的に開催します。	市民協働推進課
男女共同参画社会に関する市民意識調査	男女共同参画社会の形成状況や市民の意識を明らかにする調査について定期的に実施し、男女共同参画に関する様々な施策に反映します。	市民協働推進課
女性リーダーの育成 及び人材登録	男女が社会の対等な構成員としてあらゆる分野において活動ができるよう、女性リーダーを育成し、また、人材リストを作成し、女性登用の機会向上を図ります。	市民協働推進課
父親への育児参加の意識向上	男女共同参画意識のさらなる高揚を図るとともに男性の家事や育児への参加促進を図るため、母親学級や生涯学習出前講座、男性向け料理教室などで啓発事業を行います。	子育て相談課 生涯学習課 市民協働推進課
父子手帳の交付	母子健康手帳の交付に併せて父親への父子手帳も交付し、育児への参加促進を啓発します。	子育て相談課

基本方針5 教育環境の整備

基本施策（1）次代の親の育成

現状と課題

○異なる年代の人や外国人など自分と異なる人との交流、ふだんの生活では体験できない体験、将来のための様々な学習など、大人への成長につながる様々な経験を、多くのこどもが獲得できるような体制の構築が求められています。

施策の方向性・目標

- ①様々な体験を通じてこどもが成長できる体制を整え、地域における協力事業所や専門職を確保し、将来の親となるべき知識と経験を獲得することや地域における青少年リーダーの育成を推進します。
- ②国内外の情勢に変化がある中であっても、積極的にICTを活用し、海外交流やオンライン研修を効率的かつ効果的に実施できる体制を推進していきます。

具体的事業

事業名	事業・取組内容	所管課
中高生の乳幼児ふれあい体験	中高生が赤ちゃんとはふれあい、関わることで、赤ちゃんに対する愛着の感情の醸成を図るため、マイチャレンジなどの積極的な受入れを行います。	保育課
中学生海外交流事業	国際化が進展する社会で生きるための資質・能力を高め、国際社会に貢献できる人材の育成を目指し、姉妹都市であるオーストリアのリンツ市と中学生の相互交流を行います。	学校教育課
社会体験活動 （マイ・チャレンジ）の実施	豊かな心を育むため、地域と学校との連携・協力による多様な体験活動を推進するなどの取組を行います。	学校教育課
思春期保健事業 《再掲》	中学生・高校生を対象に命の大切さを学び、自分を大切に、相手を大切にできる力を身に付けるため、専門職による思春期教育を行います。	子育て相談課
コミュニティ・スクール 地域学校協働本部 《再掲》	コミュニティ・スクールと地域学校協働本部との一体的推進を充実し、地域学校協働活動や小・中が一体となった中学校区としての事業の展開をするなど、地域と学校が連携・協働する仕組みづくりを促進し、未来を担うこどもを学校と地域みんなで育て、地域住民の生涯学習・自己実現に資するとともに、活動を通じて地域のつながり・絆を強化し、地域の活性化を図ります。	学校教育課 生涯学習課
青少年リーダー育成 支援事業	地域で活躍できる青少年リーダーを育成するため、充実した生活や事前の体験活動を経験してもらう事業を実施するとともに、子ども会育成会連絡協議会、ボーイスカウト及びガールスカウトなどの青少年健全育成団体への支援を行います。	生涯学習課

事業名	事業・取組内容	所管課
子どもカレッジ運営事業	こどもたちが体験活動を通して、好奇心や感動する心を育み、協力・連携について学ぶことにより、生き抜く力を身に付けるために運営します。なお、持続的な運営のための外部実行委員会の設立や、開催回数を増やすことにより、学校教育との差別化を図ります。	生涯学習課

基本施策（２）こどもの生きる力の育成に向けた学校教育環境等の整備

現状と課題

- 那須塩原市教育振興基本計画では「心豊かに学び続けることのできるまち那須塩原」を基本理念として掲げています。
- 本市の学校教育では、主体的・協働的に学ぶことで、確かな学力・体力や豊かな国際感覚とコミュニケーション力を備え、たくましく今後の情報化社会を生き抜く力を身に付けた児童生徒を育てることを目指し、その実現に向け『人づくり教育』を推進しています。
- 少子化により児童生徒数が減少傾向にあることから、引き続き学校規模の適正化に取り組み、ＩＣＴも活用しながらより一層効率的な運営が求められています。
- 国際化が進展する社会の中で、国際感覚とコミュニケーション力を持った人材を育成するため、現在、本市が積極的に推進している英語教育の充実が求められています。

施策の方向性・目標

①確かな学力の向上

- ・こども、学校及び地域の実態を踏まえて創意工夫し、こども一人一人に応じたきめ細かな指導の充実や外部人材の協力による学校の活性化などの取組を推進します。
- ・豊かな国際性と国際的に通用するコミュニケーション力を身に付けた児童生徒の育成を目指し、ＡＬＴをより効果的に活用した授業改善やＡＬＴを活用したイベントの実施など工夫をしながら、英語教育を推進します。
- ・タブレット端末などのＩＣＴ機器の更新や設備の最適化を図るなど、ＩＣＴを活用した学習環境の整備を推進します。

②豊かな心の育成

- ・豊かな心を育むため、「学びのＳＴＥＡＭ化」をキーワードに授業改善を図り、こどもたちのワクワクドキドキを高めていく学びを目指し、指導方法や指導体制の工夫改善などを進め、こどもの心に響く道德教育の充実を図るとともに、地域と学校との連携・協力による多様な体験活動を推進するなどの取組を行います。
- ・創造力や人間性を高め、豊かな心を育むため、小中学生に向けた鑑賞事業を実施します。
- ・いじめ、少年非行などの問題行動や不登校に対応するために、専門的な相談体制の強化、学校、家庭、地域及び関係機関との連携を図ります。

③健やかな体の育成

- ・こどもが生涯にわたって積極的にスポーツに楽しむ習慣、意欲及び能力を育成するため、優れた指導者の育成及び確保、指導方法の工夫及び改善を図り、体育の授業を充実させます。
- ・こどもが自主的に様々なスポーツに親しむことができる運動部活動についても、外部指導者の活用や地域との連携の推進により改善し、充実させるなど、学校におけるスポーツ環境の充実を図ります。
- ・こどもの生涯にわたる心身の健康の保持増進に必要な知識や適切な生活習慣などを身に付けさせるための健康教育を推進します。

④小学校・認定こども園・幼稚園・保育園との連携の充実

- ・認定こども園・幼稚園・保育園の就学前の教育と小学校教育の連携を図り、連続した教育活動の中でこどものよりよい成長を支援します。
- ・小学校の行事や授業参観に園児や保育者が参加したり、認定こども園・幼稚園・保育園の保育者と小学校教諭による話し合いの会を開催したりするなど、公開保育や公開授業、研修の機会のさらなる充実を図り、認定こども園・幼稚園・保育園及び学校における地域的交流を進めます。

具体的事業

事業名	事業・取組内容	所管課
学びのSTEAM化で ワクワクドキドキする学校・ 授業づくり	「学びのSTEAM化」をキーワードに授業改善を図り、こどもたちのワクワクドキドキを高めていく学びを目指します。「学びのSTEAM化」によって自分たちで考え、工夫して課題をクリアしていくといった活動を行うことで、こどもたちに自信をつけさせ、自己肯定感を高めることにつなげていきます。	学校教育課
A L T（外国語指導助手）の 全校配置	豊かな国際力と国際的に通用するコミュニケーション力を育成するため、全小・中・義務教育学校にA L Tを配置し、A L Tをより効果的に活用した授業改善のための支援やイベントの参加者を増やすための工夫を行います。	学校教育課
I C T（情報通信技術）を活用 した新たな学びの推進事業	今後の情報化社会を生き抜く力を養成するため、学校I C T化の1 s t G I G Aで導入したタブレット端末や校務支援システムの更新などI C Tを活用した授業を推進し、学習環境を整備します。	学校教育課
中学生海外交流事業 《再掲》	国際化が進展する社会で生きるための資質・能力を高め、国際社会に貢献できる人材の育成を目指し、姉妹都市であるオーストリアのリンツ市と中学生の相互交流を行います。	学校教育課
社会体験活動 （マイ・チャレンジ）の実施 《再掲》	豊かな心を育むため、地域と学校との連携・協力による多様な体験活動を推進するなどの取組を行います。	学校教育課

事業名	事業・取組内容	所管課
ふるさとアーティスト派遣事業	豊かな感性や好奇心・表現力を高めるため、地元出身の音楽家を小学校・中学校・義務教育学校に派遣し、児童生徒向けのミニコンサートを実施します。	生涯学習課
小学校演劇公演ワークショップ	地元の劇団らくりん座を小学校と義務教育学校に派遣し、演劇公演と演劇ワークショップを開催します。	生涯学習課
保育園等芸術家派遣事業	豊かな感性を育むため、市内の認定こども園、幼稚園、保育園のこどもを対象に芸術家を派遣し、芸術に関する実技披露や講話を行います。	保育課
小中学校スポーツ活動支援事業	健やかな体を育成する部活動の振興のため、各学校の活動後援会に対し教育活動として大会に出場する際の交通費・宿泊費に補助金を交付します。	学校教育課
小学校と認定こども園・幼稚園・保育園との連携の充実	認定こども園・幼稚園・保育園の就学前の教育と小学校教育の連携を図り、連続した教育活動の中でこどものよりよい成長を支援できるよう、地域的な交流を進めます。	学校教育課

基本施策（３）家庭や地域の教育力の向上

現状と課題

- 近年、少子高齢化や核家族化を背景に、地域のつながりが希薄化し、地域や社会から孤立しがちな子育て家庭が増えており、子育てに不安や負担を感じる家庭が増加しています。
- 共働き家庭の増加などにより、教育・保育施設や放課後児童クラブの利用が増加するに伴い、夕方まで保護者が不在の家庭が年々増加しています。
- 地域の活動に参画・協力する保護者やこどもの育成に携わる指導者などが少なくなっています。
- 次代を担うこどもが希望を持って明るく育つためには、学校、家庭、地域、関係機関が連携を図り、一体となって全てのこどもと家族が地域の中で生活していくための環境を整えていくことが求められています。

施策の方向性・目標

- ①家庭教育は、全ての教育の出発点であり、こどもの成長や人格形成に大きく関わるもので、家庭教育の充実、次代を担うこどもの健全育成を図る上で欠かすことのできないものです。そのため、親の資質・教育力の向上が求められます。それを踏まえ、本市では、より多くの親への家庭教育支援を目指して、講演会や出前講座、母親学級などあらゆる機会をとらえて、家庭教育に関する学習の機会の提供を行います。
- ②核家族化や少子化が進む今、こどもが安全に、そして健やかに成長していくためには、親の孤立化を防ぐことも重要であり、親同士の交流や地域住民とのコミュニティの構築など、様々な人たちが、こどもと子育て家庭に関わり、支え、見守っていただけるよう、家庭教育を推進する環境づくりを進めます。「コミュニティ・スクール」と地域学校協働本部を一体

的に推進し、地域の特色を生かした事業を展開するほか、地域子育て支援拠点をより多くの利用希望者が利用できるよう工夫していきます。

具体的事業

事業名	事業・取組内容	所管課
家庭教育の実施	親の資質・教育力の向上を図り、より多くの親への家庭教育支援を目指して、あらゆる機会をとらえて、家庭教育に関する学習の機会の提供を行います。	保育課 子育て相談課 生涯学習課
コミュニティ・スクール 地域学校協働本部 《再掲》	コミュニティ・スクールと地域学校協働本部との一体的推進を充実し、地域学校協働活動や小・中が一体となった中学校区としての事業の展開をするなど、地域と学校が連携・協働する仕組みづくりを促進し、未来を担うこどもを学校と地域みんなで育て、地域住民の生涯学習・自己実現に資するとともに、活動を通じて地域のつながり・絆を強化し、地域の活性化を図ります。	学校教育課 生涯学習課
地域子育て支援拠点事業 (子育てサロン) 【地域子ども・子育て支援事業(2)】 《再掲》	乳幼児及びその保護者が相互に交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。また、なかよしひろば、委託2箇所については、適切な利用組数を見極め、より多くの利用希望者が利用できるように工夫をした上で、開催していきます。	子育て相談課 保育課

基本施策（４）こどもを取り巻く有害環境対策の推進

現状と課題

- 青少年による非行や犯罪の発生件数は減少傾向にあるものの、SNS（ソーシャルネットワークワーキングサービス）などによるインターネット上でのいじめや個人情報の流失など、こどもがインターネット犯罪の加害者又は被害者になるといった新たな問題が生じており、犯罪も巧妙化・悪質化・複雑化しています。
- 次代を担う青少年が夢と希望を抱き、健やかで明るく育つためには、学校、家庭、地域が連携を図り、関係機関が一体となってこどもを取り巻く環境の浄化や青少年の非行防止活動に取り組んでいく必要があります。

施策の方向性・目標

- ①一般書店やコンビニエンスストアなどで、性や暴力に関する過激な情報を内容とする図書などが販売され、街中には看板などによる有害情報があふれており、こどもに対する悪影響が懸念されるため、関係機関・団体やボランティアの地域住民と連携・協力して関係業界に対する自主的措置を働きかけ、地域社会における浄化活動を推進します。また、巡回指導員の視察研修、意見交換会を実施し、巡回の在り方について随時見直していきます。
- ②SNSなどでのいじめや、インターネットの有害なコンテンツに対する対策について、児童生徒や保護者向けに講演会などを行います。また、教職員に対しても、情報モラルに関するより具体的な事例を紹介・共有する研修会などについて今後も実施していきます。

具体的事業

事業名	事業・取組内容	所管課
情報モラル教育の推進	各学校において、情報モラル教育を各教科、学級活動や道徳などに位置付け推進します。	学校教育課
環境浄化活動事業	関係機関・団体やボランティアなどの地域住民と連携・協力して関係業界に対する自主的措置を働きかけ、街頭指導活動や立入調査を実施します。	生涯学習課

基本施策（５）いじめ・体罰防止と救済

現状と課題

- 学校での取組や社会の認知度が進んだこともあり、いじめの相談や認知件数は増加傾向にあります。
- いじめ防止対策推進法に基づき、国の基本方針を参酌しながら、小学校、中学校及び義務教育学校の児童生徒に関わるいじめ対策を中心に、いじめ防止基本方針を策定しています。また、市子どもの権利条例でもいじめからの救済を定めています。
- いじめを包括的かつ多面的に防止するため、関係機関で構成されるいじめ問題対策連絡協議会を設置しています。また、いじめの重大事態が発生した場合は速やかにいじめ問題対策委員会を開催できる体制を整えています。さらに、いじめ問題再調査委員会も組織しており、対策に万全を期しています。
- しつけと称した体罰は虐待であり、社会全体で虐待防止を推進する必要があります。
- 教育現場や保育現場での体罰防止を推進・徹底することが求められています。
- いじめや体罰について、急遽窓口に来た場合であっても、相談場所が確保できるような体制の確立が求められています。

施策の方向性・目標

①いじめの防止・早期発見

- ・児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた人権教育、道徳教育、体験活動などの充実を図ります。
- ・いじめの防止などのために、学校、家庭、地域及び関係機関との連携を図り、相互に対策が行われるように努めます。また、最近ではインターネットによるいじめもありますが、学校や家庭の目が行き届かない場合もあるため、県教育委員会や警察など関係機関と連携して実態把握に努め、家庭やこどもへ資料の配布や情報モラル教育を実施するなど必要な啓発活動を行います。
- ・いじめに関する通報及び相談を受けるための相談場所の確保や体制を整備し、児童生徒や保護者などへの周知を図ります。また、各学校が定期的なアンケートや個人面談などで把握したいじめに関する情報について定期的に聞き取り調査を行い、いじめが発生した場合、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどを各学校へ派遣し、又は配置できるよう連携を強化し、必要な措置を講じます。

②いじめへの対応

- ・学校からいじめの報告があった場合には、速やかに調査などにより事実の把握を行い、いじめを受けた児童生徒へのケア及びいじめを行った児童生徒への指導を実施します。それらの実施に当たり、いじめを受けた児童生徒やいじめを行った児童生徒へのフォローはもちろんのこと、他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講じます。
- ・学校が行ういじめの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで取り組みます。また、いじめの中には、犯罪行為として早期に警察に相談することが必要なものや、場合によっては通報することが必要なものがあるため、早期に警察と連携した対応を取れるよう、体制を構築します。

③学校評価、学校運営改善の実施

- ・いじめ防止対策の学校の体制の評価として学校評価などを活用します。
- ・教職員が児童生徒と向き合い、いじめの防止などに適切に取り組んでいくことができるようにするため、事務機能の強化など学校マネジメントを担う体制の整備を図るなど、学校運営の改善を支援します。
- ・「開かれた学校づくり」に向け、保護者や地域住民が校長の意見聴取により学校運営に参画する学校評議員制度から、令和8(2026)年度にかけて、保護者や地域住民が一定の権限と責任を持って学校運営に参画する「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」へ移行し、学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで対応する「地域とともにある学校づくり」を推進します。

④体罰の防止

- ・親からのしつけと称した体罰は明確な虐待であることを踏まえ、虐待防止の啓発に取り組むとともに相談体制を強化し、虐待防止施策を推進します。
- ・教育現場でのコンプライアンス遵守についての研修プログラムを、OJTや校内研修などで実施し、また保育現場においても研修を実施するなど、虐待に関する知識を高め資質の向上を図り、体罰防止施策を推進します。

具体的事業

事業名	事業・取組内容	所管課
通報・相談窓口の設置及び周知	学校教育課内に設置したいじめや体罰への相談窓口について周知を行います。	学校教育課
児童生徒への支援の実施	いじめの早期発見・早期解決に向けて、いじめを受けた児童生徒、いじめを行った児童生徒への支援としてスクールカウンセラーの派遣を行い、スクールカウンセラーと学校の連携を強化します。	学校教育課
コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入・運営及び学校評価の実施	保護者や地域住民が一定の権限を持って学校運営に参画し、目標やビジョンを共有し、一体となってこどもの健全育成や学校運営の改善に取り組むため、学校評議員制度からコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）へ移行し、各小・中・義務教育学校において開催することで、教育活動や学校運営の状況などについて評価を行います。	学校教育課

事業名	事業・取組内容	所管課
いじめ問題対策連絡協議会・ いじめ問題対策委員会	学校におけるいじめの防止などのための対策を効果的に行うための組織を設置します。	学校教育課
いじめ問題再調査委員会	いじめの発生時に調査を行い、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要があると認めるときは、調査の結果についての再調査を行います。	子育て支援課
児童虐待に関する相談体制 の充実《再掲》	関係機関との情報共有を密にし、相談体制を強化します。児童虐待など相談件数が増加し内容も複雑化しているため、虐待に関する知識を高め資質の向上を図るとともに、児童家庭相談スーパーバイザーなどを配置し、専門的技術的助言や指導により相談体制を強化します。	子育て相談課

基本方針6 子育てにやさしい生活環境の整備

基本施策（１）安心して外出できる環境の整備

現状と課題

○ニーズ調査の自由意見で、「お住まいの地域の教育・保育環境の充実など、子育て環境や支援に関してのご意見」として、「こどもの遊び場や公園の不足」に対する意見の割合が最も高く、また、「こどものための施設や環境の改善要望」に対する意見も多く、妊産婦やこども、子育て家庭などが安心して外出できる環境づくりが求められています。

施策の方向性・目標

①妊産婦やこども、子育て家庭に配慮された環境を整え、既存の道路や公共施設などのバリアフリー化、公園の遊具などの施設の更新・修繕を実施し、また、外出した際におむつ替えや授乳できるスペース、こどもと一緒に外出できるような施設の周知を図り、こどもを健やかに安心して生み育てることができる環境づくりを推進します。

具体的事業

事業名	事業・取組内容	所管課
歩道の整備	歩道の段差などがベビーカーや自転車の通行の妨げになることが多いため、歩道のバリアフリー化に向けた取組を推進します。	都市建設課
都市公園施設の整備	市内の都市公園の遊具などの施設について、計画的に更新・修繕を行い、こどもが安全に遊べる環境を整えます。	都市建設課
赤ちゃんの駅	子連れの家族が気軽に外出できるよう、市内の公共施設や商業施設でおむつ替えのスペースや授乳できるスペースがあるところを赤ちゃんの駅として認定し、ホームページなどでお知らせします。	子育て支援課
移動式赤ちゃんの駅	屋外で行うイベントでおむつ替えのスペースや授乳できるスペースが確保できるよう、移動式赤ちゃんの駅を貸し出します。	子育て支援課

基本施策（２）こどもの安全の確保

現状と課題

○こどもを狙った犯罪やこどもが巻き込まれる事故などから守り、安心して健やかに育つことができる環境づくりのため、教育・保育施設、学校、自治会、自主防犯組織など地域ぐるみの安全確保が重要となっています。

○最近では、こどもがインターネット上でのＳＮＳや掲示板による、トラブルや犯罪に巻き込まれるケースが増えています。また、安易に危険な情報にアクセスできる環境にあり、こどもの安全確保の面でも憂慮すべき問題となっています。

施策の方向性・目標

- ①子どもや保護者に対する防犯教室や交通安全教室を引き続き実施し、また、地域での取組として子どもを守る家や自主防犯組織との連携、防犯カメラや防犯灯の設置、おさんぽルートの定期的な見直し・点検など、地域全体で子どもを見守っていく環境を構築します。また、インターネットなどの適正な利用についても啓発を行い、教員に対する情報モラルに関する具体的な事例の紹介・共有を行う研修会などを実施していきます。

具体的事業

事業名	事業・取組内容	所管課
緊急時の避難先確保や指導	子どもが被害に遭うおそれがある場面を想定し、その際における具体的対応方法や防犯ブザー、ホイッスルなど防犯機器の活用方法、緊急避難場所の利用方法などの指導に努めます。	教育総務課
子どもを守る家	子どもが緊急時に駆け込める「子どもを守る家」を地域の協力のもと設置しています。「子どもを守る家」にはステッカーを標示し、子どもには各学校の登下校指導などで説明をします。	交通防犯課 学校教育課 生涯学習課
防犯ブザーの配布	子どもを犯罪の被害から守るため、小学校及び義務教育学校の新1年生に防犯ブザーを配布します。	教育総務課
防犯カメラ設置への助成	子どもが巻き込まれる犯罪も含め、犯罪防止のために防犯カメラの設置を行う自治会へ設置費などの助成を行います。	交通防犯課
防犯灯設置への助成	子どもが巻き込まれる犯罪も含め、犯罪防止のために防犯灯の設置を行う自治会などへ設置費などの助成を行います。	交通防犯課
那須塩原市通学路交通安全対策プログラムによる通学路点検の実施	通学路交通安全対策プログラムを策定し、通学路の安全点検を毎年実施します。 原則として毎年、新規箇所などの合同点検を実施します。	学校教育課
自主防犯団体への活動支援費補助	犯罪のない安全で安心なまちづくりのため、自主的に防犯活動を行う団体に対し、継続的に防犯活動に取り組んでいくために必要な物品の購入費用などの一部を助成します。	交通防犯課
防犯教室の実施	安全なまちづくりのため、那須塩原警察署と連携し、防犯教室を実施します。	交通防犯課
交通安全教室の開催	交通教育指導員が小学校、義務教育学校、教育・保育施設などで、交通安全講話、歩行横断訓練、自転車の乗り方訓練などの交通安全教育を実施します。	交通防犯課
おさんぽルートの把握・危険箇所の点検	市内の教育・保育施設では安全なルートでお散歩が実施できるよう、お散歩ルートを設定し危険箇所の点検を行います。	保育課
情報モラル教育の推進《再掲》	各学校において、情報モラル教育を各教科、学級活動や道徳などに位置付け、推進します。	学校教育課
教育・保育施設への事故防止等用力カメラの設置	教育・保育施設に事故防止用力カメラを設置し安心安全な保育環境を確保します。	保育課

基本方針7 こどもの貧困対策の推進

基本施策（1）こどもへの教育支援や学校生活の経済的支援

現状と課題

- 子育て世帯生活実態調査により、生活が困窮している世帯ほど、こどもの授業の理解度が低く、自己肯定感も低くなる傾向にあります。
- こどもの進学についても、生活が困窮するほど希望どおりに進学させられないと考える親が増える傾向にあります。
- 親との外出や旅行なども生活が困窮すると少なくなる傾向にあり、精神面の成長に必要な様々な経験を得られるよう支援も必要です。

施策の方向性・目標

- ①スクールソーシャルワーカーなどが中核となって地域社会との多様な連携を生み出していくなど、学校を地域に開かれたプラットフォームとします。また、様々なケースに対応できるよう、研修会を通してスクールソーシャルワーカーの資質向上を図ります。
- ②高校中退の決断に至る以前に学習・生活面での支援をしっかりと行うとともに、高校中退後の学習相談、学習支援などによる継続的なサポートを行います。
- ③家庭の教育費負担を実質的に減らす方策として、就学援助や給付型奨学資金などが必要な世帯に活用されるよう周知を図るとともに、市内企業などに寄附制度のPRを継続していきます。
- ④家庭学習や授業の場でICTの活用を推進し、児童生徒の学習意欲の向上を図っていくとともに、効果的な活用法について研究を進めていきます。

具体的事業

事業名	事業・取組内容	所管課
学校教育における学力の保障	義務教育においては、家庭環境に左右されず、全ての児童生徒に対して学力を保障しなければならないため、学力が一定水準に満たない児童生徒に対し、学力を向上させる取組を推進します。	学校教育課
社会体験活動（マイ・チャレンジ）の実施《再掲》	豊かな心を育むため、地域と学校との連携・協力による多様な体験活動を推進するなどの取組を行います。	学校教育課
スクールソーシャルワーカーによる相談支援	不登校、児童虐待、経済的困窮など様々な問題を抱える児童生徒、保護者に対しスクールソーシャルワーカーが関係機関と連携を図りながら支援を行います。	学校教育課
要支援児童放課後応援事業《再掲》	養育放棄（ネグレクト）などの状況にある要支援児童に、放課後などにおいて食事や学習ができる居場所を提供し、安心できる大人とのふれあいや交流を図りながら、こどもの健全な育成と自立を促し、虐待の世代間連鎖を防ぐために、要支援児童放課後応援事業を実施します。	子育て相談課

事業名	事業・取組内容	所管課
生活困窮者世帯学習支援	学力の向上や学習習慣の定着を図るため、生活保護、準要保護世帯の小学4年生～高校生を対象に学習支援員による学習の支援を行います。	生活福祉課
ふるさとアーティスト派遣事業《再掲》	豊かな感性や好奇心・表現力を高めるため、地元出身の音楽家を小学校・中学校・義務教育学校に派遣し、児童生徒向けのミニコンサートを実施します。	生涯学習課
小学校演劇公演ワークショップ《再掲》	地元の劇団らくりん座を小学校と義務教育学校に派遣し、演劇公演と演劇ワークショップを開催します。	生涯学習課
保育園等芸術家派遣事業《再掲》	豊かな感性を育むため、認定こども園・幼稚園・保育園のこどもを対象に芸術家を派遣し、芸術に関する実技披露や講話を行います。	保育課
就学援助制度	経済的理由により、就学が困難と認められる児童生徒及び特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者に対し、学用品費や給食費などを支給し、援助を行います。	学校教育課
奨学資金貸与・給付事業	能力があるにもかかわらず、経済的理由により、高校や大学などに就学することが困難な者に対し、奨学資金を貸与、又は給付し、広く人材を育成します。	教育総務課

基本施策（２）生活の安定のための支援

現状と課題

- 子育て世帯生活実態調査では、生活に困窮している世帯ほどこどもの健康状態の悪化や成績の低下、生活習慣の乱れが強くなる傾向にあり、こどもの自己肯定感が低くなる傾向や、こどもの生活の不安定さにつながりかねない状況がみられます。
- こどもの心身の健全な成長を確保するため、親の妊娠・出産期から、生活困窮を含めた家庭内の課題を早期に把握し、切れ目ない支援を継続していくことが必要です。

施策の方向性・目標

- ①妊娠・出産期から相談支援を開始し、保護者を生活や就労などの各種の支援へつなげるとともに、妊産婦支援事業などの母子保健事業を通して、困難や悩みを抱える家庭の早期の把握に努め、妊娠中から出産後まで安心して過ごせる体制の整備を図りながら支援を行います。
- ②様々な事情を抱えるこどもが、安心して過ごせる居場所を安定的に運営できるよう支援するとともに、より効果的な実施方法の検討や周知に努めていきます。

具体的事業

事業名	事業・取組内容	所管課
妊産婦支援事業 《再掲》	母子健康手帳交付時の面接相談、妊娠後期相談、妊産婦健康診査にかかる費用の一部助成、産後ケアなど、妊娠期から産後早期における切れ目のない支援を行い、伴走型の相談支援体制を充実させます。また、母親学級は、母子手帳アプリのプッシュ配信機能を利用し、実施内容を配信していきます。	子育て相談課
妊産婦医療費助成制度 《再掲》	妊産婦の医療費の保険診療自己負担分を助成します。	子育て支援課
乳幼児健康診査 《再掲》	乳幼児の健やかな成長、発達を支援するため、内科・歯科診察、身体計測、発達確認、離乳食指導、歯科保健教育、事故防止啓発活動、健康相談などを行います。	子育て相談課
妊産婦・乳幼児家庭訪問事業 【地域子ども・子育て支援事業(4)】 《再掲》	支援が必要な家庭に対し、保健師、助産師が家庭訪問を行います。 生後2～3か月児がいる全家庭に対し専門職による家庭訪問を行います。 (乳児家庭全戸訪問事業)	子育て相談課
養育支援訪問事業 【地域子ども・子育て支援事業(5)-1】 《再掲》	養育支援が特に必要な家庭に対し、その居宅を訪問するなど、養育に関する指導・助言などを行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保し、対象家庭が自立できるよう適切な支援を継続し、支援方法を工夫します。	子育て相談課
こども医療費助成 《再掲》	18歳までのこどもの医療費について、保険診療の自己負担分を助成します。	子育て支援課
ひとり親医療費助成 《再掲》	ひとり親とその児童の医療費の保険診療自己負担分を助成します。	子育て支援課
実費徴収に係る補足給付を行う事業 【地域子ども・子育て支援事業(12)】 《再掲》	保護者の世帯所得の状況などを勘案し、教育・保育施設などに対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用などを助成します。	保育課
母子父子寡婦福祉資金貸付事業《再掲》	ひとり親家庭の生活の安定とその児童の福祉の向上を図るための、就学・修学、技能習得、就業、就職、医療介護、生活、住居など関わる資金の貸付けを行います。	子育て相談課
ひとり親世帯や生活困窮者世帯への保育料減免《再掲》	教育・保育施設の利用に当たり、生活困窮者世帯やひとり親世帯への利用料を減免します。	保育課
放課後児童クラブ事業利用料減免《再掲》	放課後児童クラブの利用に当たり、生活困窮者世帯やひとり親世帯への利用料を減免します。	子育て支援課
児童手当	安定した子育てのため、18歳以下のこどものいる家庭へ児童手当を支給します。	子育て支援課
遺児手当	父母の一方又は両方が死亡した義務教育終了前のこどもの健全な育成のため、遺児手当を支給します。	子育て支援課

事業名	事業・取組内容	所管課
児童扶養手当《再掲》	ひとり親などの家庭へ経済的支援として児童扶養手当を支給します。	子育て支援課
住宅支援《再掲》	ひとり親や生活困窮者世帯への安定した生活の確保のため、住宅の確保に関する各種支援を実施します。	生活福祉課 子育て相談課
要支援児童放課後応援事業《再掲》	養育放棄（ネグレクト）などの状況にある要支援児童に、放課後などにおいて食事や学習ができる居場所を提供し、安心できる大人とのふれあいや交流を図りながら、こどもの健全な育成と自立を促し、虐待の世代間連鎖を防ぐために、要支援児童放課後応援事業を実施します。	子育て相談課
コミュニティ・スクール 地域学校協働本部 《再掲》	コミュニティ・スクールと地域学校協働本部との一体的推進を充実し、地域学校協働活動や小・中が一体となった中学校区としての事業の展開をするなど、地域と学校が連携・協働する仕組みづくりを促進し、未来を担うこどもを学校と地域みんなで育て、地域住民の生涯学習・自己実現に資するとともに、活動を通じて地域のつながり・絆を強化し、地域の活性化を図ります。	学校教育課 生涯学習課
市内で実施している こども食堂の情報提供	市内で実施しているこども食堂について、市のホームページなどで情報提供を行います。	子育て支援課

基本施策（３）保護者の自立に向けた支援

現状と課題

- 子育て世帯生活実態調査結果による相対的貧困率は約１５％となっていますが、安定した収入のためにはキャリアアップや資格の取得も含め、様々な就労支援が求められています。
- ひとり親については収入が低い世帯も多く、収入を増やすために資格取得などの支援を行う必要があります。
- 養育費を確保している世帯は少なく、安定した生活のために支援が必要です。

施策の方向性・目標

- ①単に職を得るにとどまらず、所得の増大に資するとともに、仕事と両立して安心してこどもを育てられる適切な労働環境を確保できるよう、相談支援体制の充実を図ります。
- ②ひとり親家庭に対し、相談者のニーズに応じた様々な支援メニューを活用したプログラムを策定するなどし、就業や生活の安定を支援します。
- ③ひとり親に対し、自立につながる資格取得のための支援を行います。
- ④養育費確保のための情報提供・相談支援を行います。

具体的事業

事業名	事業・取組内容	所管課
ひとり親家庭に対する 相談支援体制の充実 《再掲》	母子・父子自立支援員が相談に応じ、自立に向けた支援や情報提供を実施するとともに、相談内容に応じて関係機関と連携して対応するなど、相談支援体制の充実を図ります。また、ひとり親などに関する各種支援制度をまとめたガイドブックなどにより、支援制度の周知を図ります。	子育て相談課
母子・父子自立支援 プログラム策定事業《再掲》	ひとり親家庭の個々の生活や就業などの状況に応じて、様々な支援メニューを活用したプログラムを策定し、就業や生活の安定を支援します。	子育て相談課
ひとり親家庭自立支援教育 訓練給付金事業 《再掲》	ひとり親家庭が経済的に自立できるよう、相談者のニーズに応じた就労やキャリアアップにつながる資格の取得に向け、指定された講座を受講した場合の受講料の助成を行います。	子育て相談課
ひとり親家庭高等職業訓練 促進給付金等事業 《再掲》	ひとり親の自立につながる資格取得のため一定期間以上の養成訓練を受講する場合に、受講期間中の生活の負担の軽減を図るため、給付金を支給します。	子育て相談課
母子生活支援施設の活用	様々な事情を抱える母子の心身と生活を安定させるため、母子生活支援施設において支援や援助を進めながら自立を支援します。	子育て相談課

基本施策（４）支援が必要な家庭を支える体制づくり

現状と課題

- 子育て世帯生活実態調査では、各種支援施策で約70～80%が相談したことがないと回答し、相談する窓口や方法がわからないと回答した方が約15～20%となっており、今後の制度周知の方法についても課題がみられました。
- 子育てサロンやこども食堂などの地域での支援は、ポピュレーションアプローチ※の観点からも有効であり、こういった活動を行うNPOなどの関係団体との連携強化が重要となってきます。
- 生活が困窮する世帯ほどこどもの自己肯定感が低くなる傾向が強くなりますが、悩みを抱えても相談できない状況にならないよう、身近な場所での早期の相談体制を整えることが重要です。

※ポピュレーションアプローチ…生活環境などに関わらず全員に対してアプローチすることで少しずつリスクを軽減させ全体を良い方向にシフトさせていくこと。

施策の方向性・目標

- ①親の妊娠・出産期やこどもの乳幼児期を経て、学校を卒業して社会的自立が確立されるまでの継続的な視点での支援体制の構築を行います。
- ②こどものライフステージに応じて、切れ目なく支援を講じるために必要な情報の共有、連携の促進を行います。また、様々なケースに対応できるよう、研修会を通してスクールソーシャルワーカーの資質向上を図るとともに、さらなる周知に努めていきます。

具体的事業

事業名	事業・取組内容	所管課
庁内連携体制の強化	こどもの貧困に対する施策について、庁内の連絡会議などにより情報共有を行い施策の展開を図ります。	子育て支援課
こども食堂など地域における子育て支援取組	「地域での子育て支援活動」「食事の提供を通じたこどもの居場所づくり」などを行っている団体に対して、活動費の一部を助成します。	子育て支援課
スクールソーシャルワーカーによる相談支援《再掲》	不登校、児童虐待、経済的困窮など様々な問題を抱える児童生徒、保護者に対しスクールソーシャルワーカーが関係機関と連携を図りながら支援を行います。	学校教育課

基本方針8 こどもの権利の保障

基本施策（１）こどもの権利侵害からの救済

現状と課題

○いじめ・体罰、虐待、ヤングケアラーなどのこどもの権利を侵害するような事案の発生は社会全体の認知が進んだことにより相談件数が増加しており、発生した場合には早期に権利救済へ動くことが必要であり、早期発見のための体制づくりや相談体制の充実が今後必要です。

施策の方向性・目標

①いじめ・体罰、虐待などのこどもの権利の侵害が起こった場合に速やかに各機関での相談や支援を実施できるよう体制を構築し、虐待などに関する知識を高め資質の向上を図ります。

また、権利救済の申し出があった場合は、権利救済委員会を開催し、こどもの最善の利益を確保します。

具体的事業

事業名	事業・取組内容	所管課
子どもの権利救済委員会の実施	市長の附属機関として、那須塩原市子どもの権利救済委員会を設置します。救済委員には、法曹関係者、児童福祉関係者、教育関係者から各1人を委嘱し、3人で構成します。	子育て支援課
児童虐待に関する相談体制の充実《再掲》	関係機関との情報共有を密にし、相談体制を強化します。児童虐待など相談件数が増加し内容も複雑化しているため、虐待に関する知識を高め資質の向上を図るとともに、児童家庭相談スーパーバイザーなどを配置し、専門的技術的助言や指導により相談体制を強化します。	子育て相談課
通報・相談窓口の設置及び周知《再掲》	学校教育課内に設置したいじめや体罰への相談窓口について周知を行います。	学校教育課
児童生徒への支援の実施《再掲》	いじめの早期発見・早期解決に向けて、いじめを受けた児童生徒、いじめを行った児童生徒への支援としてスクールカウンセラーの派遣を行い、スクールカウンセラーと学校の連携を強化します。	学校教育課

基本施策（２）こどもの権利に関する啓発活動

現状と課題

○平成6(1994)年度に「児童の権利に関する条約」を国が批准し、平成26(2014)年度には本市で子どもの権利条例を定めました。また、平成28(2016)年度には児童福祉法が改正され第1条で児童の権利保障について規定しています。さらに令和5(2023)年4月にはこども基本法が施行され、「こどもまんなか社会」の実現が求められています。これらのことから、こどもの最善の利益という理念への理解のため、さらなる周知が必要です。

施策の方向性・目標

- ①こどもの権利についてのさらなる理解を深めるため、講演会や研修会の開催など様々な機会を利用して積極的な周知・啓発を図ります。また、教育委員会とも連携し、こども自身によるこどもの権利に関する学習支援を推進していきます。

具体的事業

事業名	事業・取組内容	所管課
制度の周知	こどもの権利などについて、こどもや大人が理解を深められるよう周知を図ります。	子育て支援課
こどもの権利に関する講演会等の開催	こどもの権利に関して見識のある講師を招き、講演会や研修会を開催します。	子育て支援課
こどもの権利に関する学習	こども自身によるこどもの権利に関する学習を支援するために、ホームページなどでこどもの権利に関する情報を提供します。 学校においては、人権に関する意識の向上を図るため、こどもの権利をはじめとする人権全般についての学習を推進します。	子育て支援課 学校教育課
こどもの意見を表明する機会の確保	こども施策の策定などに当たって、こどもの意見反映がされるよう意識向上を図ります。	子育て支援課